

|      |                                  |  |
|------|----------------------------------|--|
| 会議名称 | 令和2年度第2回<br>杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 |  |
| 日時   | 書面会議により開催〔議決日〕令和2年6月12日（金）       |  |
| 場所   | 書面会議により開催                        |  |
| 出席者  | 委員                               | 〔書面表決書等の提出委員〕<br>佐藤職務代理者、阿部委員、井口委員、石川委員、井上委員、桐野委員、柴田委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、國崎委員、新城委員、関口委員、富田委員、松本委員、加藤委員、長谷川委員、細川委員、水町委員 |
|      | 実施機関                             | 〔回答担当課〕<br>飯嶋保健予防課長、梅澤産業振興センター次長、正富特別支援教育課長、佐藤済美教育センター所長   |
|      | 事務局                              | 喜多川情報・行革担当部長、倉島情報システム担当課長、森情報政策課長  |
| 配布資料 | 令和2年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項 |  |

【会議内容】

報告・諮問事項

| 番号     | 件名                                      | 審議結果 |
|--------|---|------|
| 報告第5号  | 感染症対策に関する業務の登録について（追加）                  | 報告了承 |
| 諮問第4号  | 感染症対策に関する業務の外部結合について（新規）                | 決 定  |
| 諮問第5号  | 感染症対策に関する業務の外部結合について（新規）                | 決 定  |
| 報告第6号  | 区内事業者等への支援に関する業務の登録について（新規）             | 報告了承 |
| 諮問第6号  | 区内事業者等への支援に関する業務の本人以外からの個人情報の収集について（新規） | 決 定  |
| 諮問第7号  | 区内事業者等への支援に関する業務の外部委託について（新規）           | 決 定  |
| 諮問第8号  | 家賃助成管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）      | 決 定  |
| 諮問第9号  | 廃業経費助成管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）    | 決 定  |
| 報告第7号  | 教育指導に関する業務の登録について（追加）                   | 報告了承 |
| 諮問第10号 | 教育指導に関する業務の外部結合について（新規）                 | 決 定  |

報告第5号、諮問第4号・第5号

| 【 質 問 】 |   |
|---------|---|
| 委員      | 対象となる人は、感染したと判明した人ですか。その関係者とは誰ですか。濃厚接触者、家族、友人か。また、本人申告か。  |
| 保健予防課長  | 対象者は、感染が疑われる人、感染が判明した人、濃厚接触者及び新型コロナウイルスがまん延した国からの帰国者です。   |
| 委員      | 関係者の方は、情報提供拒否はできますか。  |
| 保健予防課長  | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の趣旨をご理解の上での協力となります。   |
| 委員      | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び規則からは、旅券番号の収集の根拠が探せませんでした。引用条文の中に隠れていますか。   |
| 保健予防課長  | 法令に定めはありませんが、国が構築した帰国者フォローアップシステムに入力される項目です。  |
| 委員      | 旅券番号を今回、収集されたら提供を拒否できますか。ずっと消去されないのですか。旅券番号そのもので悪用はできないにしても、渡航歴が分かるのではないかと思うと、提供することは気持ち悪いです。   |
| 保健予防課長  | この帰国者フォローアップシステムは、国が管理・運営するシステムです。データの管理は検疫所の定めによるものです。   |
| 委員      | 厚生労働省、都道府県、保健所が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムの感染者情報を閲覧できるとあるが、それぞれの機関はどのようなシチュエーションで感染者情報を閲覧するのか、業務の住み分けはどのようになっているのか、詳しく説明いただきたい。                                    |
| 保健予防課長  | 厚生労働省は、全国的な感染者や検査の状況、医療機関の病床利用率、感染経路の有無等を把握するため、閲覧します。<br>都道府県は、陽性者の入院や宿泊療養先の調整のために感染者の個人情報閲覧します。<br>保健所は患者の症状や検査、入退院情報のほか、患者の感染経路や濃厚接触者の健康観察情報について個人情報を入力・閲覧します。 |
| 委員      | これまで国等との個人情報を扱う外部結合ではLGWAN、総合行政ネットワークを利用していたと記憶している。今回はなぜ、インターネット回線での外部結合なのか。   |
| 保健予防課長  | より効率的に患者等に関する情報を収集し関係者間で共有するために、行政機関だけでなく、医療機関や患者本人も本システムを利用できるようにする必要がありますので、インターネット回線で外部結合を行う仕組みになっています。  |
| 委員      | LGWANと比べ、インターネット回線を利用した通信は、情報漏えいリスクが高まるのではないのか。   |
| 保健予防課長  | ログインの際の2段階認証や通信の暗号化等の適切な対策を講じています。  |
| 委員      | 「パスワードによるユーザー認証を行い」とあるが、このユーザー認証は新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、帰国者フォロー   |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | アップシステムのそれぞれにログインする際にユーザー認証が必要ということか。  |
| 保健予防課長               | そのとおりです。   |
| 委員                   | 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム、帰国者フォローアップシステムはそれぞれのURLとユーザーID、パスワードが分かれば、誰でもアクセス可能ということか。  |
| 保健予防課長               | 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムについてはお見込みのとおりです。<br>帰国者フォローアップシステムについてはクライアント証明書により、認証された端末のみがアクセスできます。  |
| 委員                   | インターネット回線を利用した外部結合は、杉並区では他にはどのような業務で行っているのか。   |
| 保健予防課長               | 寄附管理システム、公共施設予約システム等で行っています。   |
| 委員                   | 通信はSSLによる暗号化をするということだが、厚労省の5月22日事務連絡によるとTLS1.2以上のみとされている。SSL通信方式の詳細を確認したい。   |
| 保健予防課長               | TLS1.2、TLS1.3に対応しています。   |
| 委員                   | 新型コロナウイルスがまん延している国の判定は何を基準に行うのか。   |
| 保健予防課長               | 諸外国での発生状況等を鑑みて国が判断します。   |
| 委員                   | 2ページの収入の状況・税額の状況の判断方法知りたい。   |
| 保健予防課長               | 所得証明書等から、世帯の合計の区市町村民税の所得割の税額を確認します。  |
| <b>【 意 見 】</b>       |  |
| 委員                   | 新型コロナウイルスがまん延した国から帰国したからと言って、感染の有無は不問で、旅券番号情報を提出させられることは、納得いかない。   |
| 委員                   | 「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」については質疑でも明らかかなように、「帰国者フォローアップシステム」のようなクライアント認証は行われなかったため、URL、ID、パスワードを知っていれば誰でも、他のパソコンからアクセス可能となることであった。諮問事項説明書などの資料と質問に対する回答の内容からは、検査センターや病院の職員、感染者、濃厚接触者から、故意にではなくてもアクセス情報が漏れた場合、氏名・住所・生年月日・性別・国籍・電話番号・メールアドレスなどの重要な個人情報第三者へ漏れいする可能性が高いと判断せざるを得ない。したがって、諮問第4号については反対とする。 |
| 委員                   | 通信方式に対する回答は、対面での審議会開催であればもう少し丁寧なものではないか。逆の立場で、この回答で納得されるか再考願いたい。   |
| <b>【 議 決 の 結 果 】</b> | 書面表決書の提出委員の過半数の賛成（19名の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。  |
| 報告第6号、諮問第6号～第9号      |  |
| <b>【 質 問 】</b>       |  |
| 委員                   | 賃借人が賃料を減額されたという事実・その金額は、どのようにして把握しますか。   |

|                |   |
|----------------|---|
| 産業振興センター<br>次長 | 賃貸借契約書の写しに加え、賃料減額の事実・金額がわかる書類の提出を<br>求める予定です。   |
| 委員             | 民間事業者委託で、申請の受付に窓口対応及びデータ入力、振込データの<br>作成とあるが、作業場所はどこか。   |
| 産業振興センター<br>次長 | 作業場所は、区執務室内を予定しています。  |
| 委員             | 文書・磁気媒体の具体的な管理方法と授受の安全性の確保は。  |
| 産業振興センター<br>次長 | 文書・磁気媒体は、鍵をかけて書庫に保管して管理します。授受は、区執<br>務室内で行い、区執務室外への持ち出し禁止及び情報管理簿による記録管理<br>を実施します。                |
| 委員             | 磁気媒体とは何を指すのか。   |
| 産業振興センター<br>次長 | U S B メモリを想定しています。  |
| 委員             | 家賃助成管理システムについて、対象となるのは中小企業に店舗を貸して<br>いる賃貸人で賃料を減額した場合とのことだが、賃料の支払いが困難な中小<br>企業については、助成の対象とはならないのか。 |
| 産業振興センター<br>次長 | 売上の減少により、賃料の支払いが困難になった中小企業に対して、賃貸<br>人が賃料を減額した場合を助成の対象とすることで、中小企業の賃料負担の<br>軽減を図ります。               |
| 委員             | 両システムとも飲食店に限った支援制度のような説明となっているが、<br>飲食店以外の業種は対象とならないのか。   |
| 産業振興センター<br>次長 | 飲食店以外も対象となります。  |
| 委員             | 外部委託について、委託事業者は区役所など区庁舎等で作業を行うのか。<br>それとも、庁舎外で行うのか。   |
| 産業振興センター<br>次長 | 区執務室内で作業する予定です。   |
| 委員             | 外部委託について、文章と磁気媒体での授受を行うとのことだが、具体的<br>にどのような方法で情報のやり取りを行うのか。また、情報授受での情報漏<br>えい防止策を具体的に説明してほしい。     |
| 産業振興センター<br>次長 | 紙及びU S B メモリで情報のやり取りを行います。情報漏えい防止策とし<br>て、区執務室外への持ち出し禁止及び情報管理簿による記録管理を実施しま<br>す。                  |
| 委員             | 申請の受付で問い合わせ・窓口対応とあるが、窓口対応とはどういうこと<br>か。具体的に説明してほしい。   |
| 産業振興センター<br>次長 | 申請書類の受付を想定しています。  |
| 委員             | 外部委託について、委託先となる民間事業者についてはどのような業者を想<br>定しているのか。また、委託の人数等の規模、期間は。                                   |
| 産業振興センター<br>次長 | 過去に同様の業務を行ったことがあるなど、速やかに業務を実施できる事<br>業者を想定しています。人数は、4名から5名程度になると想定しています。<br>期間は、業務終了までを予定しています。   |

|                     |  |
|---------------------|--|
| 委員                  | 10、11 ページの電算入力記録票について、家賃助成管理システムの記録の項目には交付決定日、入金予定日がないようだが、なぜか。  |
| 産業振興センター次長          | 当該項目については、財務会計システムで管理する予定です。   |
| 委員                  | 印影を収集する目的について、また印影は画像での保存かそれ以外か。   |
| 産業振興センター次長          | 印影の収集は、口座振替依頼書等への押印が必要なためです。<br>なお、保存は紙のみです。   |
| 委員                  | 委託を受ける民間事業者について、詳細をお示してください。   |
| 産業振興センター次長          | 現時点では未定ですが、過去に同様の業務を行ったことがあるなど、業務を速やかに履行できる事業者に委託する予定です。   |
| 委員                  | 事故発生時には報告を受けるのみでなく、必ず立入調査も実施するのか。通常時にも一定期間毎に立入調査を実施するのか。   |
| 産業振興センター次長          | 立入調査は、事故発生時等必要に応じて実施します。<br>なお、委託業務は、区執務室内の職員の目が届く場所で実施予定です。   |
| 委員                  | 8 ページの収入の状況の判断方法 明確に知りたい。<br>不正がないように考えているのか。  |
| 産業振興センター次長          | 賃貸人が借入者の収入状況を確認した上で、区に申請することになります。本制度は、賃貸人も家賃の一部を負担することから、不正防止のための抑止力が働くと考えています。   |
| <b>【 意 見 】</b>      |  |
| 委員                  | 外部委託については、従前より外部への委託を行うことで情報漏えいのリスクが高くなることはお伝えしてきた。<br>データの授受の際の磁気媒体や紙媒体の盗難・紛失、外部委託職員による情報の持ち出しなど、がその例である。今回の外部委託については、区役所内での作業となること、また恒常的な委託ではなく助成・支援などの業務終了までと限られていることなどから、個人情報漏えいのリスクは低いと考え、賛成する。 |
| <b>【議決の結果】</b>      | 書面表決書の提出委員の過半数の賛成（全員の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。   |
| <b>報告第7号、諮問第10号</b> |  |
| <b>【 質 問 】</b>      |  |
| 委員                  | 貸し出しタブレットの家庭には、オンラインホームルーム以外の用途には使わないという同意が必要になりますか。   |
| 済美教育センター所長          | 貸出用のタブレット端末は、オンラインホームルームでの利用のほか、既に実施しているオンデマンド型の学習動画の視聴などの学習支援で利用します。教育委員会の定める利用目的以外に利用しない旨の同意を取る予定です。   |
| 委員                  | 同上家庭への貸与タブレットは、返却時にキャッシュの閲覧などしないですか。   |
| 済美教育センター所長          | キャッシュの閲覧はしません。返却後に、タブレット端末内のデータはすべて削除します。  |
| 委員                  | 個人情報の記録の内容の性別記載について、性マイノリティ対策としての  |

|                |   |
|----------------|---|
|                | 文科省通知からも、配慮が必要と考えるが、性別記載の実態とその根拠は。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 性別は、健康診断や宿泊を伴う行事において必要なため登録しているものです。  |
| 委員             | 民間事業者のサーバにおける、「背景ぼかし機能」、「サーバにホームルームの画像…」、「部外者の参加不可能機能」等の「等」の具体的内容は。   |
| 済美教育センター<br>所長 | 国内サーバでの運用、条件付きアクセスのことです。  |
| 委員             | 16 ページの保護者同意に関する「その他」について、家庭の責任でウイルス対策ソフトを用いるなどで、最新のセキュリティパッチでは、セキュリティ対策においてどこまで有効か。他からの侵入や情報漏えいの危険性はこれで十分か。  |
| 済美教育センター<br>所長 | セキュリティが十分となるよう脆弱性に関する情報の周知を図っていきます。   |
| 委員             | 個人が特定できる顔や写真、オンラインホームルームの様子を録画・録音・撮影することに関しては、理解と同意を得ることが重要だが、他区ですでに実施をされているが、軽はずみな行為などの事故などの状況はどうか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 今のところ、他区における事故は、確認できておりません。   |
| 委員             | 児童生徒用のセキュリティ対策として、「ユーザーIDとパスワードは第三者に漏れないよう注意喚起を行う。」とある。実際にこれらが第三者に漏れいした場合、どのような懸念があるのか。   |
| 済美教育センター<br>所長 | 第三者への漏れいがあった場合、悪意のある第三者が不正アクセス、また、それによりオンラインホームルームにおける児童・生徒の音声や映像が保存され、流出してしまうことが懸念されます。万が一、不正アクセスが判明、ないしは疑われた場合は、即日ユーザーIDとパスワードの再設定を行う対策を講じます。   |
| 委員             | オンラインホームルームへの参加の同意をしない際は、どのような支障があるのか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 学校の臨時休業期間中、各学校では、学校と児童・生徒とのつながりとセーフティネットの観点から、電話・手紙等を活用しコミュニケーションを図ってきました。<br>オンラインホームルームは、コミュニケーションを図るうえでの有効な手段の一つとして導入するものであり、これまでの取り組みも引き続き維持していきます。保護者の同意が得られずにオンラインホームルームを利用できない児童・生徒に対しても、これまでの電話等による手段を併用し、学校とのつながりに支障が生じないよう、丁寧に対応していきます。 |
| 委員             | オンラインホームルームシステムを使用するにあたっては、各家庭の責任のもとウイルス対策をする旨の記載がある。オンラインホームルームを実施するにはウイルス対策は重要だ。しかしオンライン環境に詳しくない家庭もある。各家庭でのウイルス対策へのフォローなどを行うべきだと考えるが、いかがか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 各家庭に対して、ウイルス対策に関する注意喚起を随時行っていきます。また、オンライン環境に詳しくない家庭へは、丁寧なマニュアルを配布しま   |

|                |   |
|----------------|---|
|                | す。  |
| 委員             | 児童・生徒用のユーザーIDとパスワードが外部に漏れるリスクが高いと考えるが、注意喚起だけで十分と考えているのか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 保護者への注意喚起に加え、児童・生徒向けに発達段階に応じた情報モラル教育を行っていきます。   |
| 委員             | 児童・生徒用のパスワードの定期的な変更は行わないのか。   |
| 済美教育センター<br>所長 | パスワードの定期的な変更は、保護者への連絡を通じて促していきます。<br>また、パスワードの使いまわしや特定しやすいパスワードを避けるなどの意識付けについては、各家庭向けには配布するマニュアルの中に明記します。   |
| 委員             | 貸出用タブレット端末内にデータを保存させないとあるが、それはなぜか。また、「保存させない」というのは、児童生徒や保護者に保存しないようにと言うだけなのか。タブレットのシステム的に保存できないようにする機能があるのか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 個人情報保護の観点から、貸出用タブレット端末に限らず、家庭のPC等においても、録画、録音しないことを、事前に同意してもらいます。<br>貸出端末には、保存ができないように復元機能を設定する予定です。   |
| 委員             | PCのディスプレイ出力をそのまま動画ファイル、音声ファイルとして保存する機能のあるOSが最近是一般的であり、またスマホ等でディスプレイ出力を撮影することもできる。容姿、音声などの漏えいリスクが高いと考えるが、いかがか。   |
| 済美教育センター<br>所長 | Microsoft Teams は、児童・生徒がオンラインホームルームの様子を録画できないように学校側で、事前に設定します。なお、万が一漏えいした場合にも、オンラインホームルームはクラスごとにグループを作成し実施するため、参加者が特定できることから、漏えい元の特定がしやすいため、一定の抑止力になると考えます。 |
| 委員             | そうした動画データ、音声データが外部流出した際、区はどのような対応を行うのか。また、流出、漏えいした際の責任は誰が取るのか。保護者か、担任の教員か、校長か。  |
| 済美教育センター<br>所長 | 区としては流出したデータの削除をプロバイダやサーバ管理者に求めます。<br>故意に流出させた際の責任は、流出させた者ないしはその保護者にあると考えます。  |
| 委員             | 家庭のPCの利用も想定しているようだが、PCによってはWEBカメラのついていない機種も多い。そうした家庭の洗い出しはできているのか。タブレットの貸与はされるのか。それとも、音声のみでのホームルーム参加になるのか？音声のみの参加となる場合、健康観察や課題の確認は行えないと考えるが、いかがか。           |
| 済美教育センター<br>所長 | オンラインホームルームにかかる家庭の機器環境については、6月中旬以降に確認予定です。<br>タブレット端末の貸与を希望しない場合は音声のみのオンラインホームルーム参加もやむを得ないと考えます。また、WEBカメラ機能があっても、あえて活用せずに音声のみの参加となる児童・生徒がいる可能性も考えられ         |

|                |  |
|----------------|--|
|                | <p>ます。</p> <p>これまでも電話等による手段を活用し、健康観察等を行っているため、これらも引き続き実施しながら、オンラインホームルームに参加できない児童・生徒と学校とのつながりに支障は生じないよう、丁寧に対応していきます。</p>   |
| 委員             | <p>同意書について、著作権法に違反することを控えることを求める記載があるが、インターネットを利用するうえで著作権法を遵守するためには、どのような行為が法律違反にあたり、どのような行為は合法なのか明確に説明する必要がある。そうした、説明について保護者に対してどう行うのか具体的に説明してほしい。</p>  |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>保護者に対しては、著作権法上のルールについて各家庭向けに配布するマニュアルに具体例を挙げて盛り込みますが、オンラインホームルーム上では著作物の使用許諾を得た上で使用します。</p>  |
| 委員             | <p>同意書の「3.その他」にて、ヘルプデスクへの問合せについての記載があるが、このヘルプデスクとは民間企業が設けた窓口のことか。区や学校などで操作方法は説明しないのか。</p>  |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>ヘルプデスクとは民間企業が設けた窓口のことです。事前に学校で、基本的な操作、オンラインホームルームへの参加のデモをしたうえで、実施前に児童・生徒へ利用方法の説明などを行います。</p> <p>その他 Microsoft Teams に関する詳細な設定や操作方法、不具合の発生についてはヘルプデスクを利用します。</p>   |
| 委員             | <p>保護者が同意書の内容に同意できない場合、その過程の児童・生徒はオンラインホームルームを利用できないことになると考えるが、そうした児童・生徒は別の形で教員による健康観察や課題の確認を行うのか。行わない場合、児童生徒へのフォローはどう考えているのか。</p>   |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>学校の臨時休業期間中、各学校では、学校と児童・生徒とのつながりとセーフティネットの観点から、電話・手紙等を活用しコミュニケーションを図ってきました。</p> <p>オンラインホームルームは、コミュニケーションを図るうえでの有効な手段の一つとして導入するものであり、これまでの取り組みも引き続き維持していきます。保護者の同意が得られずにオンラインホームルームを利用できない児童・生徒に対しても、これまでの電話等による手段を併用し、学校とのつながりに支障が生じないよう、丁寧に対応していきます。</p> |
| 委員             | <p>個人情報登録票について、個人情報の記録の内容に基礎とする業務があるか。</p>   |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>個人情報登録票は、児童・生徒に対する教育指導の業務に必要な項目を登録しているものです。</p>   |
| 委員             | <p>個人情報登録票について、派遣看護師はこの事業にどのように関与するのか。</p>   |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>本事業には関与しません。派遣看護師は医療的ケア実施及び記録管理・報告システムの事業のため登録されているものです。</p>  |
| 委員             | <p>個人情報登録票について、血液型、生育歴の必要性を確認する。</p>   |
| 済美教育センター       | <p>本事業では活用しません。血液型と生育歴については疾病等の個別の事情</p>   |



|                |  |
|----------------|--|
| 所長             | に応じて記録しているものです。  |
| 委員             | <p>対象となる個人の範囲に派遣看護師、保護者、関係者とあります。保護者、関係者は映り込む可能性があるので記載があるだけなのではないでしょうか。</p> <p>派遣看護師は、教師に代わって、話をすることなどがあるので、記載があるのでしょうか。</p> <p>教師は対象となる個人の範囲に含まれないのでしょうか。</p>  |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>本事業の対象は、児童・生徒と教師であり、派遣看護師が教師に代わって話すことはありません。派遣看護師は医療的ケア実施及び記録管理・報告システムの事業のため登録されているものです。</p> <p>なお、教師は関係者に含まれます。</p>  |
| 委員             | 目的外利用が3件と記載がありますが、誰のどのような情報を何のために目的外利用するのでしょうか。  |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>本事業での利用はありません。</p> <p>①児童の氏名、学年・学級、登録年月日、退会年月日を学童クラブの登録児童の教育指導を行うため業務に利用します。</p> <p>②幼児の氏名、住所、性別、生年月日、続柄、電話番号、園名・組、家族構成、教育方針、趣味・し好、生育歴、教育歴、治療歴、検診の結果・所見、検査の結果・所見、身体障害の有無・部位・程度、精神障害の有無・程度、健康状態、相談経過記録、職業・勤務先、進路指導所見の情報を教育相談に応ずるために利用します。</p> <p>③相互連絡制度の対象となる児童・生徒の情報を、児童・生徒の健全育成のために必要な教育指導のため利用します。</p> |
| 委員             | 心身等の情報の中で容姿という項目は具体的にどのようなことを意味しているのですか。   |
| 済美教育センター<br>所長 | オンラインホームルームシステムでは、タブレット端末等の前に着座した時の胸から上のことです。  |
| 委員             | 感染2波3波考えられるがPCの利用期間はどのように考えられるのか。全生徒に環境が整えられるのですか。   |
| 済美教育センター<br>所長 | <p>利用期間については柔軟に対応します。</p> <p>ICT環境が整わない家庭には、タブレット端末及びルーターの貸出を行いますので、全児童・生徒がオンラインホームルームに参加できる環境が整います。</p>   |
| <b>【 意 見 】</b> |  |
| 委員             | セキュリティの確保について、個別事情を勘案し、丁寧な説明をお願いします。   |
| 委員             | <p>この12ページ記載の内容と、13ページの個人情報の記録に内容がずれているように感じる。まず、12ページで「ホームルーム使用」としているなら、13ページに「生活状況等」の情報項目に「インターネット環境」「電算ツール（スマートフォン・パソコン）所有有無」が必須であり、学校という組織が児童・家庭を平等に扱っていかなければならないので、今、オンラインで授業ができないとしている中で、参考資料1の必要な家庭だけに貸与ということは、全くの不平等であり、12ページで「第2波」「第3波」で一年登校不可を考えるのであれば、使用はホームルームだけでなく、授業利用を</p>                    |

|    |  |
|----|--|
|    | <p>考えるべきである。</p> <p>しかしながら、13 ページには、対象となる個人に「派遣看護師」とあり、「犯罪・違反状況」「就業の状況」の情報を求めているということは、利用の仕方が、「自宅での所在確認及び素行調査」「感染など健康調査確認」の使用であることがうかがえる。</p> <p>これを、12 ページで「ホームルーム」使用でわざわざ大掛かりな予算を組んで、オンラインでリモートでやる意味はない。(私事だが、私立中の娘のホームルームリモートの(ZOOM)は全員がミュートでそれぞれの顔を職員が把握できているのか、問題視している。)メールで、検温結果・出欠確認をすればよい。</p> <p>今一度、何の目的の情報集約か、諮問事項内容を見直し、区別をつけていただきたい。</p>  |
| 委員 | <p>本件は、外部結合として諮問されていますが、外部委託として諮問されるべき内容と考えます。なぜなら、「外部結合記録票」に記載の個人情報については、外部接続の相手方が「提供」や「収集」に相当する処理をするものではないからです。そのため、「外部結合記録票」ではなく「外部委託記録票」を踏まえて、委託の条件のうち少なくとも、秘密の義務、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止などの確認をするのが適切です。個別の契約書締結で提供されるサービスではないと想定されることから、当該サービスの利用約款やホームページでの記載によって、委託条件を確認することになると思います。</p> <p>また、本審議会の所掌ではないですが、参考資料2に記載された文書について保護者から同意を得ることが最善とは思えません。当該文書は、注意事項の伝達を確認しているものであり、同意させる趣旨のものとは思えません。同意を取得することは、逆に不同意を受け付けることとなります。同意しない保護者の児童に対して、オンラインホームルームの参加を拒否するのでなければ、同意を得るべきではありません。例えて言えば、運動会や遠足の際に安全上の注意事項の伝達をしているようなものであり、それに同意しなければ、参加させないというものではないと考えます。参考資料1については、当該サービスの提供事業者を明記し、上述の契約条件についても簡単に記載して、保護者に安心を与えることにも配慮するのがよいと思います。</p> <p>上記に係る変更をする場合には、「外部結合記録票」を「外部委託記録票」に変えること及び「個人情報登録票」の「同意の状況」を「注意事項確認の状況」など適当な内容に変えることについて、本書をもって賛成するものとします。</p> |
| 委員 | <p>オンラインホームルーム等は保護者からも要望が強く提案されています。</p> <p>保護者同意の内容の丁寧な説明を、個人情報を守るための基本的ルール等をしっかり周知し、理解を得ることも大切だと考えます。よろしく願います。</p>   |
| 委員 | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休校に伴い、教育機関におけるオンラインの活用は社会的に求められているものと認識している。</p> <p>しかし、オンライン会議など児童生徒の顔や声が録画、録音されSNSなどに投稿されることに対して、システム的には抑制できないことから利用者へ</p>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>の注意喚起に頼らざるを得ない。区からの回答では「漏えい元の特定がしやすい」ことが一定の抑止力になるとあるが、悪意のない漏えいの場合については抑止力とならないことは認識していただきたいと考える。漏えい防止の責任を学校教員や児童生徒、保護者に押し付けることなく、区と区教育委員会の責任で漏えい防止対策を行うこと、また万一漏えいした場合についても同様に、区と区教委が漏えいの責任をとり適切な対処をとることが必要であると考えている。以上、意見を付して、当該諮問については賛成とする。</p> |
| 委員      | <p>非常によい取組と考える。また今後期待されるオンライン教育における審議会の諮問事項も先行して確認できており、早期導入に向けた取組を引き続き期待します。</p>  |
| 【議決の結果】 | <p>書面表決書の提出委員の過半数の賛成（全員の賛成）により、報告事項は了承、諮問事項は決定となりました。</p>  |